十　発　行　日　平成二十九年五月二十五日

十一　発　行　価　格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}-\left(\text{第十七号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}\right)\times\text{残存年数}$$

$$100$$

（別表のとおり）

十二　利　　率　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した経過利子の払込みをすること。

$$\text{各発行対象国債の額面金額}\times\text{各発行対象国債の利率}/100\times\text{各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）}/365$$

十三　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

十四　利　　子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\text{各発行対象国債の額面金額}\times\text{各発行対象国債の利率}/100\times1/2$$

十五　償　還　期　限　（別表のとおり）

十六　償　還　金　額　額面金額百円につき百円

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、平成二十九年五月二十三日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十九年五月二十三日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入　札　参　加　者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払　込　期　日　平成二十九年五月二十五日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（十年）（第三百二十三回）	○・九％	平成三十四年六月二十日	三百九十一億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十四回）	○・八％	平成三十四年六月二十日	六百三十三億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十五回）	○・八％	平成三十四年九月二十日	六十四億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十六回）	○・七％	平成三十四年十二月二十日	五十億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十七回）	○・八％	平成三十四年十二月二十日	九十九億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十八回）	○・六％	平成三十五年三月二十日	三百八十億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十九回）	○・八％	平成三十五年六月二十日	八百二十四億円

利付国庫債券（十年）（第三百三十回）	○・八％	平成三十五年九月二十日	五十九億円
利付国庫債券（十年）（第三百三十一回）	○・六％	平成三十五年十二月二十日	八百七億円
利付国庫債券（十年）（第三百三十六回）	○・五％	平成三十六年十二月二十日	十九億円
利付国庫債券（二十年）（第五十六回）	二・○％	平成三十四年六月二十日	百五億円
利付国庫債券（二十年）（第五十九回）	一・七％	平成三十四年十二月二十日	二億円
利付国庫債券（二十年）（第六十二回）	○・八％	平成三十五年六月二十日	三百億円
利付国庫債券（二十年）（第六十三回）	一・八％	平成三十五年六月二十日	二億円
利付国庫債券（二十年）（第六十五回）	一・九％	平成三十五年十二月二十日	九十八億円
利付国庫債券（二十年）（第六十六回）	一・八％	平成三十五年十二月二十日	十四億円
利付国庫債券（二十年）（第六十七回）	一・九％	平成三十六年三月二十日	十二億円
利付国庫債券（二十年）（第七十三回）	二・○％	平成三十六年十二月二十日	百二十二億円
利付国庫債券（二十年）（第七十八回）	一・九％	平成三十七年六月二十日	三十四億円
利付国庫債券（二十年）（第八十一回）	二・○％	平成三十七年九月二十日	一億円
利付国庫債券（二十年）（第八十三回）	二・一％	平成三十七年十二月二十日	二億円
利付国庫債券（二十年）（第八十四回）	二・○％	平成三十七年十二月二十日	二百六十九億円
利付国庫債券（二十年）（第八十五回）	二・一％	平成三十八年三月二十日	一億円
利付国庫債券（二十年）（第八十六回）	二・三％	平成三十八年三月二十日	二億円
利付国庫債券（二十年）（第八十七回）	二・二％	平成三十八年三月二十日	二億円
利付国庫債券（二十年）（第九十一回）	二・三％	平成三十八年九月二十日	四億円
利付国庫債券（二十年）（第九十二回）	二・一％	平成三十八年十二月二十日	七億円